

郡山市私立保育園運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児の適切な保育環境を確保し、その福祉の増進を図るため、本市に施設を有し一定の保育水準に達する私立保育園(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条に規定する業務を目的とする施設であって同法35条第4項の認可を受けていないもの(事業所内保育施設を除く。))をいう。以下「私立保育園」という。)に対して補助を行い保育環境の向上に努める特定非営利活動法人郡山市私立保育園連絡協議会(以下「協議会」という。)に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、次に掲げる要件を満たしている私立保育園の運営に要する経費について協議会が補助を行う場合の当該補助に要する経費とする。

- (1) 当該年度の4月1日(以下「基準日」という。)現在で6人以上の乳幼児を入所させていること(4月2日から4月10日までの間に入所した乳幼児は、基準日に入所した乳幼児とみなす。)
- (2) 認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成13年3月29日雇児発第177号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による認可外保育施設指導監督基準を満たしているもの

(補助額)

第3条 補助金の額は予算の範囲内で定める額とし、前条に規定する基準日における次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 私立保育園1園当たりについて別表に定める施設割額に私立保育園数を乗じて得た額
- (2) 本市に住所を有する当該私立保育園在園児1人当たりについて別表に定める児童割額に当該在園児数を乗じて得た額
- (3) 11時間以上の保育を実施する私立保育園1園当たりについて別表に定める延長保育加算額に私立保育園数を乗じて得た額
- (4) 障害児を保育し、障害児保育担当者を定め療育支援の取組みを行う私立保育園1園当たりについて別表に定める療育支援加算額に私立保育園数を乗じて得た額

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 協議会会員名簿及び規約
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第5条 規則第6条に規定するその他必要な条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る帳簿及び関係書類を整え、当該補助完了後5年間保存しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。

(実績報告)

第9条 補助金の交付を受けたものは、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書等に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成7年11月17日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

(郡山市私立保育園運営費補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市私立保育園運営費補助金交付要綱（平成5年11月19日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年9月9日から施行し、改正後の郡山市私立保育園運営費補助金交付要綱の規定は、平成14年度以降の年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（郡山市私立保育園安全設備等整備費補助金交付要綱の廃止）

2 郡山市私立保育園安全設備等整備費補助金交付要綱（平成13年6月26日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月26日から施行し、改正後の郡山市私立保育園運営費補助金交付要綱の規定は、平成27年度以降分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設割額	50人未満	150,000円
	50人以上100人未満	175,000円
	100人以上	200,000円
児童割額	0歳児	50,500円
	1、2歳児	28,500円
	3、4、5歳児	13,000円
延長保育加算額		110,000円
療育支援加算額	<p>障害児（※）を保育し、障害児保育担当者を定め療育支援の取り組みを行う私立保育園</p> <p>（※）身体障害者手帳等の交付の有無は問わず、医師による診断書や障害に関する専門的知見を有する者による意見書等障害の事実が把握可能な者とする</p>	120,000円